様式２

介護保険法第１１５条の４７第４項の規定に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

糸満市長　殿

所在地

申請者　名称

　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

介護保険法(平成９年法律第１２３号)第１１５条の４７第４項の基準を守ることを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| （介護保険法第１１５条の４７第４項） 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。 （介護保険法施行規則第１４０条の６９）　介護保険法第１１５条の４７第４項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。１　第１４０条の６２の３第２項各号に掲げる基準を遵守している者であること。（介護保険法施行規則第１４０条の６２の３第２項）２　[法第１１５条の４５第１項第１号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%95%53%8f%5c%8c%dc%8f%f0%82%cc%8e%6c%8f%5c%8c%dc%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%88%ea%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000011504500000001000000001000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000011504500000001000000001000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000011504500000001000000001000000000) イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。１）第一号事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。　２）従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。　　３）利用者に対する第１号事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。 イ　当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第１号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。ハ　賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。　４）第１号事業を実施する者（以下この号及び次号において「実施者」という。）は、当該第１号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を当該第１号事業を実施する事業所（実施者が事業所を有しない場合においては、当該第１号事業の主たる実施場所）の所在地を管轄する市町村長に届け出ること。　　 イ　廃止し、又は休止しようとする年月日ロ　廃止し、又は休止しようとする理由　　 ハ　現に第１号事業のサービスを受けている者に対する措置　　 ニ　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間　５）実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前１月以内に当該第１号事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第１号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第１号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第１号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。 |  |